

◇まん延防止等重点措置の解除に伴う学童チーム活動について【重要】

まん延防止等重点措置が解除されましたことから、3月22日(火)以降の活動については下記のとおりといたします。

活動に際しましては、十分な感染防止対策の徹底をお願い致します。

期間 令和4年3月22日(火)以降

※警戒レベル等の変更がある場合は改めて通知する。

- 対応 (1)活動時間は平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
(2)休養日は週当たり2日以上とする。
(3)練習試合、合同練習等を可とする。
(4)大会については、主催団体及び参加チームにおいて感染防止対策等を徹底し開催する。
(5)活動の可否について最終的な判断は栃木県野球連盟が行う。

留意事項

- ・基本的な感染対策を徹底する。
- ・練習については、段階的に再開することとし、体力や技術を回復させた上で実践練習に移るよう計画的に実施する。また、感染リスクの高い活動は避ける。
- ・運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、間隔を十分に確保するなど必要な対策を講じる。また、マスクを着用する際には熱中症などの健康被害が発せしないよう注意する。なお、練習前後(活動以外)の場面ではマスクを着用する。

その他 本対応は今後の状況により変更する場合がある。

2022 3 22
栃木県野球連盟